

防官政第 8 2 5 2 号

1 9 . 8 . 2 9

一部改正 防地補第2010号(20.2.22)

防衛施設庁長官 殿

事務次官

漁船の操業制限等に伴う損失補償額の算定等について（通達）

標記について、駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号）第27条及び自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第28条の規定に基づき、別添のとおり定め、平成19年9月1日から施行することとされたので通達する。

添付書類：漁船の操業制限等に伴う損失補償額の算定等について

漁船の操業制限等に伴う損失補償額の算定等について

第1 漁業概況

地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は補償額の算定及び補償調書の作成に当たっては、制限水域を含む漁場において現に操業している漁業及び制限開始前に操業していた漁業について、平年及び制限時における次の各号に掲げる事項を調査し、漁業補償調査表を作成するものとする。

- (1) 漁業の種類
- (2) 漁業種類別又はその規模別の操業状況（漁期、漁場、漁獲物、操業日数、操業回数等）
- (3) 操業体の規模（漁船の隻数、トン数、漁網の統数、漁業従事者数等）
- (4) 漁業種類別、その規模別又は操業体別の漁業粗収入、漁獲数量及び魚価
- (5) 漁業種類別、その規模別又は操業体別の漁業経営費又は漁業粗収入に対する漁業経営費の率
- (6) 漁業種類別、その規模別又は操業体別の漁業所得額又は漁業粗収入に対する漁業所得額の率
- (7) 漁業従事者の賃金及びその分配方法
- (8) 補償を受ける漁業者の所属する組合等の概要
- (9) 補償期間中の演習（訓練等）日数
- (10) 課税の基礎となった漁獲数量

第2 漁業所得に対する補償額

漁業所得に対する補償額は、全漁場（許可漁業及び自由漁業については制限水域を含む当該漁業者の操業する漁場を、免許漁業については制限水域を含む当該漁業権等が設定されている水域をいう。以下同じ。）における平年に通常得られたであろう漁業所得額から全漁場における制限時の漁業所得額を差し引いた額の100分の80の額とし、次の算式により算定するものとする。

$$C = \{(R - E) - (R' - E')\} \times 80 / 100$$

C = 漁業所得に対する補償額

R = 平年の漁業粗収入

R' = 制限時の漁業粗収入

E = 平年の漁業経営費

E' = 制限時の漁業経営費

第3 漁獲数量及び漁業粗収入

- 1 平年の漁獲数量の調査及び算定は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 課税の基礎となった漁獲数量、漁業協同組合、卸売市場、小売店、仲買人又は個人の記帳した漁獲数量等を補償期間に対応する期間について制限前3年以上にわたり調査し、平均漁獲数量を算定すること。
 - (2) 前号により難いときは、補償期間に対応する期間について制限前3年以上にわたり近傍類似漁場の漁業種類別の単位面積（又は操業単位等）当たり漁獲数量を調査し、推定すること。
 - (3) 制限期間の近傍類似漁場の単位面積（又は操業単位等）当たり漁獲数量によることが適当と認められるときは、この漁獲数量を調査し、推定すること。
 - (4) 前3号の漁獲数量算定の基礎となった期間と補償期間との間において、当該漁業の漁法、漁具及び漁業状態の変化、漁獲資源の変動による漁況の変化等により全漁場における漁獲数量に相当の増減があると認められるときは、前3号に定めるところにより求めた漁獲数量をこの増減の割合によって修正することができること。
- 2 制限時の漁獲数量の調査及び算定は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 前項第1号に準じて調査し、算定すること。
 - (2) 前号により難いときは、同一漁場において同一漁業を同規模に営む漁業者の単位漁場面積（又は操業単位等）当たりの漁獲数量を調査し、推定すること。
- 3 漁業粗収入の調査及び算定は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 漁業粗収入が調査できるときは、前2項に準じて調査し、平年及び制限時の漁業粗収入を算定すること。
 - (2) 前号により難いときは、前2項の規定により算定した漁獲数量に第4に定める魚価を乗じて、平年及び制限時の漁業粗収入を算定すること。
- 4 前項第1号の規定により算定した平年の漁業粗収入を第4に定める平年の魚価で除して得た漁獲数量は、必要に応じ第1項第4号に準じてこ

れを修正の上、次期以降の補償期間における平年の漁獲数量とすることができる。

第4 魚価

- 1 魚価は、補償期間における当該地方における魚種別の相加平均水揚価格とし、都道府県水産試験所、卸売市場、漁業協同組合の帳簿等により適正な魚価を査定するものとする。ただし、水揚価格の査定の困難なものについては、相加平均生産者販売価格とする。
- 2 水揚高計算書の記入に当たり、2種以上の魚種を一括して水揚げし、売買する漁業については、魚種の混獲率及び前項の魚価を別紙として記入の上、全量を平均魚価により1欄に記入するものとする。
- 3 実際の水揚記録により漁業粗収入及び漁獲数量を算定したときの魚価は、当該漁業粗収入を当該漁獲数量で除して得た額とする。
- 4 漁業権等の行使制限又は漁船の操業制限等を受けたことにより平年の漁獲物の魚種組成と制限時の漁獲物の魚種組成に変化があるときは、平年及び制限時の各混獲率に応じた魚価を算定するものとする。

第5 漁業経営費

- 1 漁業経営費については、次の各号に掲げる事項を調査し、漁業経営費計算書により平年及び制限時における適正な全漁業経営費を算定するものとする。
 - (1) 漁船の減価償却費
 - (2) 建物及び工作物の減価償却費
 - (3) 船具の減価償却費
 - (4) 漁船及び船具の修理費
 - (5) 漁具の修理費
 - (6) 漁網の修理費
 - (7) 燃油費
 - (8) 雇用労務費
 - (9) 販売手数料
 - (10) 種苗費
 - (11) その他の消耗資材費
 - (12) えさ代
 - (13) その他の経費
- 2 同一地方において、同一漁業を同規模に営む者については、この中の

標準経営体を決定し、この標準経営体について、前項各号に掲げる事項を調査し、漁業粗収入に対する漁業経営費の率を算定し、これを漁業経営費の算定に用いることができる。

第6 労務補償費

- 1 制限時の1人1日当たりの雇用労務費が平年の1人1日当たりの雇用労務費の100分の80に満たないときは、その差額に制限時の雇用延べ人員を乗じた額を労務補償額とし、次の算式により算定するものとする。

$$W = (L \times 80 / 100 - L') m$$

W = 労務補償額

L = 平年の1人1日当たりの労務費

L' = 制限時の1人1日当たりの雇用労務費

m = 制限時の雇用延べ人員

- 2 制限時及び平年の雇用労務費の算定に当たっては、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 制限時の当該漁業に従事した雇用人員及び雇用日数
- (2) 平年の当該漁業に従事したであろう雇用人員及び雇用日数
- (3) 賃金及びその配分方法
- (4) 源泉徴収されている労務者があるときは、源泉徴収簿による当該労務者の賃金

第7 水中養殖物に対する補償額

- 1 制限水域で養殖中のものを収穫することが不可能となるときは、平年の漁業所得額を補償額とし、次の算式により算定するものとする。

$$C = P Q - E$$

C = 補償額

P = 当該年又はその前年の平均水揚価格

Q = 平年の漁獲数量

E = 当該制限以降通常要する経営費総額

- 2 制限水域で養殖中のものを他の水域に移転することが必要となるときは、その移転に要する経費及び漁業粗収入の減損予想額の合計額を補償額とする。この場合において当該養殖物の養殖方法、生育状況、移転の時期、移転の方法、移転の距離等を調査の上収穫減損予想額及び移転に要した経費を算定するものとする。

- 3 制限水域で養殖施設等が当該制限により損壊したときは、その損失に

対する適正な補償額を算定するものとする。

第8 その他の損失に対する補償

漁業権等の行使制限又は漁船の操業制限等により権利者又は当該漁業者がやむを得ず自己の施設等に移転し、移築し、若しくは除去したとき又は事業を縮小し、若しくは廃止したときにおける損失の補償については「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」（昭和27年7月4日閣議了解）に定めるところによりそれぞれ補償額を算定するものとする。

第9 実施細目

この通達の実施に関し必要な細部事項は、地方協力局長が定める。